

第三者行為（交通事故）での提出書類

1 役場でお渡しする書類（一式）

- (1) 第三者行為（交通事故）による被害届【被害者側が記載】
- (2) 事故発生状況報告書【被害者側・加害者側のどちらが記載してもよいが、事実に基づき公正に作成すること】
- (3) 誓約書（加害者側）【加害者側が記載】
- (4) 念書（被害者側）【被害者側が記載】

2 その他そろえなければならない書類

- (1) 交通事故証明書（自動車安全運転センターで発行、コピー可）
- (2) 自動車損害賠償責任保険証書（加害者車両の自賠責保険のコピー）
- (3) 任意保険証書（加害者車両の任意保険のコピー）

以上の書類を、それぞれ記載、又は取りそろえて提出して下さい。

（1の書類は、すぐに記載して提出して下さい。）

分からない点などありましたら、
保険会社、または山田町役場 国保介護課 国民健康保険係
（電話番号 0193-82-3111(代) 内線 132) までお問合せ下さい。